



須佐之男命神名考 : 「須佐二字以音」の意味

谷, 和樹

(Citation)

国文学研究ノート, 37:1-15

(Issue Date)

2003-01

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81012347>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012347>



須佐之男命神名考

「須佐二字以音」の意味

谷 和 樹

はじめに

『古事記』研究史の中で、須佐之男命に関する研究は特に蓄積が大きい分野の一つである。それは、神々の事跡を叙述する『古事記』上巻の中においても、須佐之男命に関する叙述が分量的に多いということと、それに加え、その神格が一面的には捉えられず、常に我々に矛盾を孕んだものとして映るからに他ならない。研究者にとって、須佐之男命研究はそれだけ魅力に富んだ、研究のしがいのあるテーマであると言えよう。その中で、須佐之男命の名義や神性についても、従来様々な解釈が試みられており、多種多様な説がこれまで提出されてきた。古くは嵐神説に始まり、この神の出自を朝鮮半島に求める説、「須佐」の地を本貫とする説等枚挙に遑が無いが、現在では地名「須佐」をその名の由来とする説（以下「地名説」と呼ぶ）と動詞「スサブ」をその神名解釈に援用する説（以下「スサブ説」との対立の中で、後者が大勢を占めるといった状況にある。^①）

本稿は、以上のような研究史の流れを踏まえ、この神の神性

に関する考察を進めるにあたっての前段階の作業として、まずその名義に関する考察を行うものである。ここでは、とりあえず須佐之男命に関する叙述の文脈的解釈からは離れ、その神名が表すものを追求していきたい。確かに、文脈に沿って神性を理解していくという作業は『古事記』の須佐之男命の理解において必要不可欠なことではあるけれども、それは飽くまで『古事記』の須佐之男命の理解というレヴェルに留まるものであって、それを無条件に全ての文字テキスト（『古事記』以外の文字テキスト）に敷衍させて論じることとは出来ない。例えば「地名説」に関して言えば、スサノヲの神格に関して、その原像を遡及的に考察していくという分析手法が採られることが多い、そのことによって、それぞれのテキストに内在する論理を無視した形で、文脈から切り離れた部分を繋ぎ合わせて解釈されてきたし、「スサブ説」では、個々の文字テキストに即した検討が為されぬままに、無条件に（スサノヲ＝スサブ神）という解釈が行われてきたことが多かったのである。

又、「スサブ説」「地名説」いずれを取るにせよ、その一方の

みで全ての文字テキストについて合理的に説明できれば良いが、もしそうでなければ、何らかの形で解釈の変更を迫られることとなる。

以上の理由から、本稿においては『古事記』の須佐之男命について考える為に、まず、従来有力視されている「サブ説」「地名説」の二説について検討を加え、その上で須佐之男命という名が示す意味を押さえるという分析方法を試みる。その際には、主にその語構成の面から分析を行うこととする。そこから、『古事記』において須佐之男命がいかなる神として叙述されているかを探る端緒として、須佐之男命の初出例に施されている以音注が担う意味について考察を試みる。尚、本稿では特に断りが無い限り、『古事記』における須佐之男命は「須佐之男命」、それ以外の文字テキストに現れるものは片仮名で「スサノヲ」と表記することとする。周辺の文字テキストに現れるスサノヲと、『古事記』における須佐之男命を明確に区別し、混同を避ける目的による措置である。

一 「地名説」再検討

さて、まず始めに、先に挙げた「地名説」について検討を加えることとする。まず、この説は主に神話学等の立場、もしくは、『出雲国風土記』等に見られるスサノヲを本来の姿とし、『古事記』や『日本書紀』のそれは、この出雲の神であるスサノヲが取り入れられた結果であると捉える立場から提出されて

きた説だということに注意を払う必要がある。それは即ち、『古事記』という作品に即して須佐之男命の神格や名義を理解するという方向性ではなく、様々な文字テキストに見られるスサノヲを総合的に捉え、その本来有していたであろう神性を探るという方向へと進むことを意味する。それ故、所謂「記紀神話」論への反省から『古事記』を一つの作品として捉えようとする近年の研究からは問題とされてこなかった説であると言える。論者もその点に関して異論は無い。『古事記』という作品において、須佐之男命が「須佐」の地を本質とする積極的な理由が無ければ、この「地名説」は認め難いと考ええるからである。勿論、これまでに『古事記』の須佐之男命を作品論的に理解しようとする立場からこの「地名説」が主張されてきたことは殆ど無いのだが、先に述べたような、「地名説」と「サブ説」との対立という構図がある以上、これについて検証しておく必要があろう。

a. 故、避り追はえて、出雲国の肥の河上、名は鳥髪といふ地に降りき。

b. 故是を以て、其の速須佐之男命、宮を造作るべき地を出雲国に求めき。爾くして、須賀といふ地に到り坐して、詔はく、「吾、此地に来て、我が御心、すがすがし」とのりたまひて、其地に宮を作りて坐しき。故、其地は、今に須賀と云ふ。

c. 爾くして、八十神覺め追ひ鑢りて、矢刺して乞ふ時に、木の俣より漏け逃して云ひしく、「須佐能男命の坐せる根堅州国に参る向ふべし。必ず其の大神、議らむ」といひき。

(傍線論者、以下同)

右の各用例は、『古事記』中において、須佐之男命の所在地が明確に示されている箇所を抽出したものである。aは八百万神による「神やらひ」を経て、須佐之男命が高天原から出雲国の「鳥髪」なる地に降ったことが記される。その後、八俣遠呂知退治譚が記された後、bにおいて須佐之男命が出雲の「須賀」に坐したと記され、一旦須佐之男命に関する叙述は終わる。それから、大穴牟遲神に対する兄神達の迫害が記され、cにおいて須佐之男命が「根堅州国」にいたことが明示される。

こうして『古事記』の叙述に即して見ていくと、「須佐」という地名はどこにも現れないのであるから、叙述の展開上、須佐之男命が「須佐」の地を本貫とする神であると考える必然性は見出せないことは明白であろう。確かに、須佐之男命は二度の「神やらひ」の後に出雲の地に降り、以後「根之堅州国」の主神として現れるまでは、一貫して出雲において活動する神ではある。しかし、先に述べたように、「須佐」の地に鎮座した訳でも無ければ、もともと「須佐」の地を本貫とするようないかなる内部徴証も見出せないものであるから、少なくとも『古事記』の叙述に即して見ていく限り、地名説は成立し難いものと言わねばならない。

又、須佐之男命の神名の表記様式に着目し、地名説を否定した論も幾つか見られるので、ここで検討しておこう。一つは、『古事記』や『日本書紀』において「地名十ヲ」という神人名が見られない上に、地名を背負う場合は「地名十ヒコ(若しくはミ、ネ)」という地名となっていることを論じた、溝口睦子氏の説である。確かに、「地名十ヲ」という形の神名は『古事記』中には他に見られない。しかし、『古事記』中において、「地名十ヲ」という語構成ではないものの、中巻「応神記」における天之日矛の系譜上に、「酢鹿之諸男」という名が見える。但し、これは神名ではなく人名である点、更にこの「酢鹿」が地名であるかどうか判然としない為、諸注釈書においても解釈が分かれているという状況にある。だが、もしこの用例が「地名十ヲ」の用例に数え得るとすれば、「地名十ヲ」という神名は存在しないという主張は覆されることとなる。論者は現在の所、この用例から「地名十ヲ」という語構成の神名が無いと断定は出来ないのではないかと考えている。

さて、次に取り上げたいのは、『古事記』においては以音注が地名に付されることは無いという事実を根拠に、地名説を否定した西宮一民氏の説である。西宮氏は、

『古事記』によると、「建速須佐之男命。(須佐二字以音)」とあって、「須佐」に音注がある。『古事記』で音注がある場合、その語は国名や地名ではないことを表しているのだ、『古事記』の撰者は、この神名の中の「須佐」を地名と解

すべきではないことを指示しているわけである。⁽⁴⁾

と述べ、須佐之男命の「須佐」は地名ではないと結論付ける。しかしながら、以音注が有ることが直ちに、その語が地名ではないということの証左とはなり得ないのではないか。というのは、『古事記』中で用いられている以音注を見渡してみると、地名にも以音注が付されたと見られる用例が存在するからである。

故是を以ちて、其の速須佐之男命、宮を造作るべき地を出雲国に求めき。爾くして、須賀【此二字以音。下效此。】といふ地に至り坐して、詔はく、「吾、此地に来て、我が御心、すがすがし」とのりたまひて、其地に宮を作りて坐しき。故、其地は、今に須賀と云ふ。

故爾くして、黄泉ひら坂に追ひ至りて、遙かに望みて、呼びて大穴牟遲神に謂ひて曰ひく、「其の、汝が持てる生大刀・生弓矢以て、汝が庶兄弟をば坂の御尾に追ひ伏せ、亦、河の瀬に追ひ撥ひて、おれ、大国主神と為り、亦、宇都志国玉神と為りて、其の我が女須世理毘売を適妻と為て、宇迦能山【三字以音。】の山本にして、底津石根に宮柱ふとしり、高天原に氷椽たかしりて居れ。是の奴や」といひき。

是を以て、此の二はしらの神、出雲国の伊耶佐の小浜【伊耶佐三字以音。】に降り到りて、十握の剣を抜き、逆みに浪の穂に刺し立て、其の剣の前に踏み坐て、其の大国主神を問ひて言ひしく、（中略）故、其の猿田毘古神、阿耶訶【此三字以音。地名。】に坐しし時に、漁為て、ひらぶ貝に其の手を咋ひ合さえて、海塩に沈み溺れき。

これらが、地名に以音注が付されたと見られる用例である。これらの用例が見られるからには、西宮氏が『古事記』で音注がある場合、その語は国名や地名ではないことを表している」と、地名説否定の根拠とされた部分には従えない。

では、この現象については、どのように考えるのが良いのであろうか。論者も、この以音注が須佐之男命の「須佐」が地名の「須佐」と認識されてしまうのを避ける為、撰録者によって付されたものであるという西宮氏の見解には結果的には従うものであるが、以音注が付されているから無条件に地名ではないと断じてしまう論理には従えないし、又、「地名説」が否定されるからといって、直ちに「スサブ説」の正当性が証明されたことにはならない。確かに先述したような理由によって、『古事記』においては「地名説」は成立し得ないと考えられるものの、それは直接「スサブ説」が成立することを意味する訳ではないだろう。やはり、「スサブ説」自体の妥当性の検討が必要不可欠である。よって、以下、「スサブ説」の検討に移ることとし、この問題については後に再び言及することとする。

二 「スサブ説」再検討

「スサブ説」については、須佐之男命の名義に関する解釈としては、現在最も支持されている説であるということは先に述べた通りである。この説については、早く本居宣長が『古事記伝』の中で、

師説に、進むことを須佐備と云、又そを約て佐備とも云り、
【須佐を反て佐なり】今此神誓に勝給へる御心の進める勢に荒び給ふを勝佐備と云て、進み荒ぶる意なりとあり、（中略）猶此佐備須佐備てふ言、是より種々に轉し用ることなど、委曲に彼萬葉考に書されたり、さて須佐之男と申、御名も此意なり、【故或書に進雄とかけり】後世に物の進み荒きを須佐夫と云ること多し。

と、天照大御神の天石屋戸簾りの原因となった須佐之男命の「勝さび」と関わせた形で解釈して以来、須佐之男命の高天原における一連の行為を「荒ぶる」もの—即ち、「悪行」とも言い換えられよう—と判断し、そこから、「荒れすさぶ」神性が須佐之男命という名に如実に示されている、というように理解されるのが現在最も多くなされている解釈である。^⑥つまり、これらは須佐之男命の神性に対する文脈的理解の上に成り立っている説であると言えよう。

しかしながら、この説が成立する為には、まず「スサ」とい

う語が単独で意味を持ち得るか、換言すれば、動詞の語幹である「スサ」という語構成要素を名詞的に用いるということが上代語において可能であったということが大前提とならう。しかし、その点について明確に論証した上で「スサブ説」を展開している論考は見られない。そこで、以下この問題について考察していくこととする。

この「スサブ」という語は、上代の文字テキストに限れば、『万葉集』巻第十、二二八一番の、

朝露に 咲きすさびたる 月草の 日くたつなへに 消ぬ
べく思ほゆ

という用例が一例見られるのみである。『時代別国語大辞典上代編』には、その他に『新撰字鏡』の「楽溢（須佐比）」という用例と、『日本書紀』継体天皇八年条の、「夫暴虐奢侈」の二例をも挙げている。他にも管見の限りでは、『類聚名義抄』に「怠荒（スサヒ）」、「逸（与質反ヤスシホシイマ、ホシキマ、ニアソフ）（中略）（スサヒタリ）」という例が見られるが、これらは平安期、もしくはそれ以降の語彙及び訓読を示すものであるから、ここではとりあえず考察の対象からは外しておく。ここでさらに、「スサブ」の比較対象として、接尾語或いは活用語尾である「ブ」を有する動詞に範囲を広げて見てみると、上代語においては六十五語が検出された（「ウレシブ」のような「シク活用形容詞＋ブ」という語構成の動詞は、「語幹＋ブ」

という形ではなく、「終止形＋ブ」という形を取るから、「スサブ」と語構成が異なることが明らかである為、除外した。さて、これらの用例を整理してみると、次のように分類される。

1. ク活用形容詞語幹＋接尾語ブ：八例
2. 名詞＋接尾語ブ：九例
3. 活用語尾ブを有する動詞：四二例

ここでまず問題とすべきは、1の用例である。「スサブ」を「スサブ」 と判断し、この「スサ」が単独に存在し得ると論証する為には、「スサブ」の語構成が1のパターンに当て嵌まる必要がある。というのは、1の場合だと所謂形状言の形で、語幹が単独で用いられることがあるからである。基本的に形状言は独立性に乏しく、派生語を作るものが多いのであるが、助詞ノ・ツを介して名詞的に働くもの（例えば「高つ鳥」等）等も見られるので、体言性を有するものも存在するとして良いであろう。1に分類される動詞は、「アカラブ」（「赤ラブ」と「明ラブ」の二語）「アラブ」「アレブ」「イチハヤブ」「タカブ」「タフトブ」「ニキブ」の八語であるが、これらのうち、形状言の形で体言的に用いられた形跡の無い語は「アレブ」「タフトブ」のみである。しかしながら、これらとて時代が下れば形状言の単独用法が見られる。「スサブ」の場合、「スサシ」というク活用形容詞は存在しない為、このグループに入れる訳

にはいかない。さらに言えば、これらの語彙に関しては、当然ながらそれぞれの語幹を有する形容詞（例えば「アラシ」「タフトシ」等）が上代文字テキストの中に見出される。

又、2のパターンについては、「スサ」という名詞が地名「須佐」以外は見出せないもので、これに「スサブ」を含めることは出来ない。つまり、普通名詞としての「スサ」は存在しないのであるが、この事実から、「スサブ」がこれら2に含まれる動詞と同列には考えられないことは明白であろう。「スサブ」については、「スサシ」という形容詞が見出せない以上、普通名詞「スサ」が存在しなければ、「スサブ」の語根「スサ」が単独で意味を持って用いられるとは言えないのである。従来「スサブ説」では、あたかも「スサ」という語が単独に存在し得ることを前提としているかのように論じているが、他に「スサ」という語が見出せない以上、それでは本末転倒であろう。さらに言えば、時代が下る用例であるとはいえ、「スサブ」が名詞的に独立して用いられる場合、連用形「スサビ」の形（所謂居体言）が用いられていたことは先の『新撰字鏡』の用例からも明らかであるが、もし「スサブ男」という名義であるとするならば、当然「スサビヨ」、もしくは「スサミヨ」となるのが自然ではないか。松前健氏が、

ススム・スサブ説は、タケやハヤの形容辞とともに、その神の驚天動地の号泣や天界荒らし、大気津比売殺戮などの数々の乱行にふさわしい内性から出た名であると言える。

（中略）～従って、素尊自身も、そうした内性から来た名であることは、あなたがち否定できない面がある。

ただ語源的構成からみれば、スサビヲ・スサミヲではないのであるから、地名の「須佐」＋所有格「の」＋「男」という形であるとして解釈する方が、無難であることは事実である。

と指摘されている通りであろう。

又、「スサブ」という動詞の用法上の問題からも、「スササブ」という語構成を想定するのは難しいのではないか。というのも、平安時代にまで範囲を広げてみても「スサブ」という語は数が少ないのであるが、その多くは動詞に下接して複合語を作る用法で用いられている、という事実があるからである（これは、先の『万葉集』の用例についても言える）。「咲きすさぶ」「吹きすさぶ」等の用例が示すように、「スサブ」という語彙自体、独立的に用いられることは少なく、例え「スサビ」という形で居体言が用いられていたとしても、それは既に意味が変化してしまっており、『源氏物語』等では、専ら「風流」等と解すべき用例ばかりとなっている。つまり、須佐之男命を「スサブ男」と解した所で、何が「スサブ」のかが明確に示されていないということになってしまうのである。それを極単純に「荒れすさぶ」意と解してしまっているのが従来の「スサブ説」であるが、これには少し無理があろう。

以上の理由から、「スサ」が単独で意味を持ち難い語根では

ないかという見通しは得られた訳だが、ここで更に考えねばならないのは、動詞「ススム」とこの「スサブ」との関係性である。この点に関して、西宮氏前掲論文では、

このスサは、動詞ススム（進）の語幹ススと同根と考えられている。意味の上で共通し、かつアクセントの上でも齟齬しない。『類聚名義抄』ではスサブの語は平安時代の意味で示しているが、「荒スサブ」「上上平」（観僧上）「進ススム（上上×）」（観仏上）とある。そして、単独のススの例は「須須鉤」（『記』上）「隈傍、此には須須能美賦と云ふ」（『神代紀』下）がある。『新撰字鏡』に「隈、跳也、傍也」「隈、隈也、遽行貌」とあり、隈・傍は重言で、慌てて急ぎ行くさまの意。また『新撰字鏡』には「猖獗、須々乃彌」（勢いが盛んで、荒れ狂うさま）と、ススノミの語形がある。またスセ・スソ甲の形もあり得たことは、「火が須勢理命」（『記』上）「火が激しく燃え進むこと。神代紀下に「火進命」とある」、「火闌降命」（『神代紀』下）「火が酣に盛んに燃えること」、「須勢理毘売」（『記』上）「須命の娘で、勢いに乗って性行が進み高ぶる巫女の意。スサースセで父娘の名となる」等の神名の存在によって分る。以上、スサ・スス・スセ・スソ甲と共通して得られる語基 *ssu-* は「勢いのままに進む」意を表すと考えてよい。

と説明されている。確かに、アクセントと意味が共通している

という事実によって、「スサブ」と「ススム」が共通の語基 *ssab* を有しているということは確認されようが、それは飽くまで共通語基の存在が確認されるというだけであって、そのことによって直ちに「スサ」が単独に存在するとは言えないのではなからうか。

只、ここで例示されている「須須鉤」に関しては検討を要する。というのは、「須須」という語基（と思われるもの）が単独で存在するのであれば、西宮氏が示された、共通語基 *ssu* の存在から「スサ」も単独で存在し得る可能性を有するということになるからである。

しかし、このことも又、「スサ」という語が単独で使用されたという根拠とはなり得ないのではないか。というのは、これが呪詞という、通常の散文とは異なる特殊な文脈で用いられている語彙であるからである。本文を引用しておく、

即ち、取り出だして清め洗ひて、火遠理命に奉りし時に、其の綿津見大神の誨へて曰はく、「此の鉤を以て其の兄に給はむ時に、言はむ状は、『此の鉤は、おぼ鉤・すす鉤・貧鉤・うる鉤』と、云ひて、後手に賜へ。」（以下略）

という箇所であるが、後の文脈で、火遠理命が綿津見大神の教えの通りにした所、兄神火照命が「稍く愈よ貧しく」なったことが記されており、これが一種の呪詞であることは明白である。この部分の「須須鉤」という語に関して、『古事記伝』では、

「すすろぐ」「すすろ」「そぞろ」等との関連を指摘した後に、此記に能美てふ辭なきは、詛言なる故に、言の調をなして、淤煩須々麻治宇流と、皆二音に齊へたる物なり^⑧

と説明を加えている。又、西郷信綱氏『古事記注釈』では、

以上、オボチ・ススチ・マヂチ・ウルチはすべて鉤を呪詛したもので、用言を体言化し、しかも二音にととのえたあたり、いかにも詛言らしいひびきをもつ。（中略）ゝむろんこれら呪詛は、相手に聞えぬようこっそり唱えるものであったはずで、その点、紀本文に「陰に此の鉤を呼びて、『貧鉤』と曰ひて、然して後に与へたまへ」とあるのに留意すべきである^⑨。

と説明する。両者共に鋭い指摘であると言ふべきであろう。西郷氏が指摘するように、これらの呪詞で用いられている言葉が『古事記』撰録者によって意識的に整えられたものであると考えられるならば、それは日常的に用いられた語彙であるとは言えないのではないか（尚、他に「スス」という語彙が単独で用いられた形跡は無い）。

『日本書紀』の類話においてこの呪詞が様々なバリエーションで伝えられていることも、右の推定を裏付ける。以下、『日本書紀』の該当記事を挙げる。

便ち得たる釣鉤を授り、因りて誨へまつりて曰さく、「此の鉤を以ちて、汝の兄に与へたまはむ時に、則ち陰かに此の鉤を呼びて、『貧鉤』と曰ひ、然して後に与へたまへ」とまをす。

(神代下 第十段 正文)

便ち之を得て、乃ち彦火火出見尊に授る。因りて教へまつりて曰さく、「鉤を以ちて汝の兄に与へたまはむ時には、詛ひ言ふべくは、『貧窮の本、飢饉の始、困苦の根』とのたまひて後に与へたまへ。又汝の兄海を渉らむ時に、吾必ず迅風・洪濤を起て、其を没溺れ辛苦めむ」とまをす。

(同一書第一)

因りて教へまつりて曰さく、「此の鉤を以ちて、汝が兄に与へたまはむ時に、『貧鉤、滅鉤、落薄鉤』と称へ、言ひ訖りて、後手に投棄て与へたまへ。な向ひて授けたまひそ。若し兄忿怒を起し賊害之心有らば、潮溢瓊を出して漂溺れしめたまへ。若し已に危苦まむに至り惑を求はば、潮廻瓊を出して救ひたまへ。如此遍悩まさば、自当づからに臣伏ひなむ」とまをす。

(同一書第二)

因りて教へ奉りて曰さく、「此を以ちて、汝の兄に与へたまはむ時に、乃ち称曰ふべくは、『大鉤・跟踳鉤・貧鉤・狷駮鉤』とのたまふべし。言ひ訖りなば、後手に投げ賜ふべし」とまをす。

(同一書第三)

時に海神、鉤を彦火火出見尊に授け、因りて教へまつりて曰さく、「兄の鉤を還したまふ時に、天孫則ち言ふべきは、『汝が生子の八十連属の裔に、貧鉤、狷狭貧鉤』とのたまふべし。言ひ訖りて、三下睡きて与へたまへ。又、兄、海に入りて釣せむ時に、天孫海浜に在して、風招を作したまふべし。風招は即ち嘯なり。如此せば、吾瀛風・辺風を起し、奔波を以ちて溺し悩さむ」とまをす。(同一書第四)

このように、『日本書紀』には計四種の異伝が記されているが、そのどれにも、『古事記』当該箇所のような二音に整えられた呪詞は見えない。確かに、西宮氏の指摘にもあるように、一書第三の場合、末尾の訓注により「跟踳鉤」を「ススノミヂ」と訓むべきことが示されているし、『新撰字鏡』に「ススノミ」という語が採られていることから、「ススノミ」という語が奈良時代や平安時代に存在したということは疑い無い。しかしながら、これらの用例と、先の『古事記』における呪詞を見合わせてみれば、後者の方では語調を整える為に撰録者の手が加わっている可能性を想定する方が、蓋然性が高いと言えよう。

以上の理由から、「須須鉤」の「スス」に関しては、これが単独で日常的に用いられていた語彙であるとは考えられず、従って「スサ」が単独で用いられた徴証とも認められないのである。

このように、その名の語構成から見て「スサブ説」は成立し難いものであると言ねばならないのであるが、さらに言えば、「スサブ説」においては『出雲国風土記』のササノヲを理解す

ることは困難である。

佐世の郷。郡家の正東九里二百歩なり。古老伝へて云ひし
く、須佐能袁の命、佐世の木の葉を頭刺して、踊躍りたま
ひし時に、刺させる佐世の木の葉地に墜ちき。故れ、佐世
と云ふ。
(大原郡佐世郷条)

というような、およそ「荒れすさぶ」神性とは縁遠いスサノヲ
を、「スサブ説」では理解することが出来ないものである。もし
「荒れすさぶ」ことが名義であるとすれば、明らかにそのような
神としては記されていない『出雲国風土記』において、何故
名義に反する形で記されねばならなかったのか、論理的に説
明されねばなるまい。「スサブ説」を採る研究者に欠けていた
のは、この視点ではなかっただろうか。名義という、その神の
神性を根本的に規定するものを扱う以上、異なるテキスト間で
同じ名を持つ神の神性が全く異なる形で描かれている場合、各
テキスト間の論理の相違としては片付けられないであろう。と
もあれ、「スサブ説」は以上述べ来った理由により、成り立ち
得ないと考えるのである。

三 「須佐二字以音」の意味

さて、これまでの考察によって、『古事記』における須佐之
男命の名義を考えるにあたっては、「地名説」、「スサブ説」と

もに根拠に乏しいということを確認してきた訳であるが、それ
では、他にどのような理解が可能であろうか。

ここで、再び須佐之男命という神名の初出例に見られる、
「須佐二字以音」という以音注に注目してみよう。この以音注
については、先に第一節で触れておいたように、西宮一民氏が
言及しておられる。このような以音注が『古事記』の須佐之男
命においてのみ付され、『風土記』や『日本書紀』には一切見
られないことから、『古事記』撰録者の意図が窺えはするもの
の、それを、「地名であるから」という形で『古事記』全体に
敷衍させて論じることが出来ない。先に例示したように、『古
事記』においては、地名に以音注を付したと見られる用例も散
見されるからである。地名であれば以音注は付されないと無条
件に言ってしまうのではなく、地名に対して何故以音注が付さ
れる例が見られるのか、という問い掛けがなされなければなら
ないのではないか。基本的には、地名であっても、撰録当時の
表記法として、充てるべき訓を持つ漢字が常用字としては存在
しない場合等には、音仮名が用いられることは可能性として考
え得るし、又は地名に以音注を付すことが、文脈上必要である
場合(例えば、先の「須賀」の場合、「下効此(下此に効)」「
とあることから、直後の「須々賀々斯」にもこの以音注が働
いていることは明白である)も有り得るであろう。用例それぞ
れに即して、具体的にその理由を検討していく必要がある。

では、当該例の場合はどうか。

まず、『古事記』以外の同時代資料として、『風土記』、『日本

書紀」からササノヲの表記を抽出し、その表記様式を見渡してみよう。『風土記』では『出雲国風土記』から十一例、『備後国風土記』逸文から一例、『日本書紀』から六十八例が抽出されるが、それらのうち、『日本書紀』では全てが「素戔鳴尊」で統一されており（初出である、第一巻第五段正文に「一書に云はく、神素戔鳴尊、速素戔鳴尊といふ」という記述が見られ、第八段正文に「武素戔鳴尊」と表記された例が見られるが、これらは細注であり、それ以外一切これらの表記が用いられないことから見ても、『日本書紀』撰録者の表記方針は明確であろう）、『出雲国風土記』においては、秋鹿郡惠曇郡条の、

須作能乎の命の御子、磐坂日子の命、国巡り行き坐しし時に、此処に至り坐して詔りたまひしく、「此処は、国稚く美好くあり。国形絵鞆のごとき哉。吾が宮は、是の処に造り事へよ」とのりたまひき。故れ、恵伴と云ふ。

という記事においてのみ「ササ」の部分の表記法に揺れが見られるものの、他は一貫して「須佐」で統一されている。この用例については、諸本のうち、『出雲国風土記鈔』では「須佐能乎命」とあり、又、倉野憲司氏蔵本では「作」字の右横に「佐」と傍書があるといった、本文上の問題があることが井上夷氏によって指摘されている¹³。この点を併せ考えれば、『出雲国風土記』においては「ササ」の部分は「須佐」という表記で統一されていると見て大過無いであろう。『備後国風土記』逸文にお

いては、「速須佐雄神」という表記が見られるが、これも「須佐」という表記によっている。

又、時代は下るものの、神社の祭神名について見る為に『延喜式』神名帳についても見てみると、ササノヲの名を冠する神社は、出雲国出雲郡に須佐袁神社、飯石郡に須佐神社が存在し、備後国深津郡に須佐能袁能神社が二社、紀伊国在田郡に須佐神社が一社見られる。これらを一瞥して明らかなように、「ササ」の部分の表記は全て「須佐」となっているのである（諸本による異同も見られない）。

このように、『古事記』と同時代の資料を見渡しても、字義によって表記を改めたと見られる『日本書紀』を別にすれば、ササノヲの表記はほぼ「須佐」で一貫していると言える。外部資料を安易に持ち込むことは厳に慎まねばならないのは言うまでもないが、表記がこれだけ他資料においても一貫しているという事実には、やはり注目しておいて良いだろう。

このような状況を踏まえ、次に『古事記』中における、「須」・「佐」二字の使用状況を見てみると、「須」字は全一六四例、「佐」字は一六八例検出され、それらのうち、

故、各依し賜ひし命の隨に知らし看せる中に、速須佐之男命は、命せられし国を治めずして、八拳須心前に至るまで、啼きいさちき。

の一例のみが「須」字を訓字として用いた例としてあるが、そ

の他は、全て音仮名として用いられている。この用例については、「鬚」字の省筆であることが既に指摘されているが、同じ語が垂仁天皇条で再出し、ここでは「八拳鬚」と省筆無しに記されていることから、これが省筆であるということは認められる。つまり、これらは『古事記』中では音仮名専用字として用いられていると言えるのであるが、そうであれば、何故須佐之男命に関して、初出例において以音注を付す必要があったのであろうか。音仮名専用字のみの表記箇所において、以音注を付す例は無いこともないけれども、やはり文脈上の要請があったのことと考える方が自然ではないだろうか。

論者は、ここでの以音注は、『古事記』撰録段階において、もともと出雲の「須佐」を名に負う神であった須佐之男命という神を取り込んだものの、そのままの表記では「須佐」の地の神であるということが明白である為、地名ではなくあくまで音仮名であるという撰録者の明確な意思の表出として付されたものではないか、と考えている。先に見たように、本来『古事記』中では音仮名専用字として用いられている「須」「佐」二字に対して以音注が付されているという不審も、このように考えれば理解が可能となるのである。その場合、スサノヲの表記がもともと「須佐」を用いる形で広く通行していたことが前提条件となるが、先の『風土記』、『延喜式』神名帳の用例に鑑みれば、その点は問題無いと言えよう。

しかし、そのように考えると、『古事記』撰録者は「ス」「サ」という音を表記するのに、何故「須」「佐」以外の音仮名を用

いなかったのか、という疑問が浮かぶ。しかし、それも『古事記』中における「ス」「サ」という音仮名の使用状況を見渡し、みれば、ある程度の見通しが立つ。

『古事記』中で「ス」という音を表記する為に用いられた音仮名は計一六九例であるが、そのうち「須」字が一六四例、「州」が四例、「周」は僅かに一例である。同様に見ていくと、「サ」の場合は全二〇二例中、「佐」字は一七六例、「沙」字が三四例、そして「左」字が一例という結果が得られる。この結果から、『古事記』中では、「ス」「サ」二音を表記する際に、明らかに音仮名の使用状況に偏りが有ることがわかる。『古事記』の用字法の傾向として、一つの音を表記する為に用いられる音仮名にはかなりの偏りが見られるが、須佐之男命の神名表記については、このような全体的な傾向に依ったものとも考えられる。

以上の検討により、初出例における以音注の意味は明らかにされたものと思う。これまで、この部分に着目した論は少ないが、以上のように考えることによって、従来の「地名説」「サブ説」二説が対立していた状況を改めることが出来るのではなからうか。

まとめ

以上の考察により、従来の「地名説」、「サブ説」に関しては、「地名説」のみでは『古事記』における須佐之男命の名義

を説くには不充分であること、又、「スサノハ説」は語構成の面から見て成立し難く、なおかつ『出雲国風土記』等のスサノヲについては説明が付かないのではないか、という結論を得た。

このような、現在有力視されている一説に対する批判を元に、論者は『古事記』の須佐之男命を理解するにあたって、初出例に見られる以音注に着目し、この以音注が、原資料をそのままの形で取り込んだ撰録者が、地名「須佐」を名に負う神（「須佐の男」）ではないことを明確にする意図のもとに付したものであるという見通しを述べてきた。このように解することによって、『古事記』のみならず他資料に見られるスサノヲをも視野に入れた理解が可能となるのではなからうか。

この結論に対し、では『古事記』の須佐之男命は如何なる神性を有する神なのか、という疑問が投げ掛けられることは当然予想される。しかしながら、文脈による理解を出来る限り排し、飽くまでその神名の語構成等から検討を加えた結果「スサノハ」神であるとは認定し難いのであるから、神名からその神性を把握していくという従来の方法は、方向性を誤ったものであると言わざるを得ない。神名にその神の神性が示されているという思考法は、それ自体としては誤りではないであらう。しかしながら、須佐之男命のように多くの資料に、全く異なった神性で現れる神に関しては、余程注意して検討を加えねばならない。もともとの神格、神性がそのままある文字テキストに保持されているとは限らないからである。『古事記』の須佐之男命の場合、文脈による理解に引き摺られる形で、その名義の理解

を歪めてしまっていた部分があったと考えられる。しかし逆に、以音注により地名という看板を外された須佐之男命であったからこそ、『古事記』という一つの文字テキストの中で、他の文字テキストには見られない独自の神性を獲得したのだと考えられはしないだろうか。そして、そのような独自性を表現する為に『古事記』撰録者が採った処理が、須佐之男命の初出箇所には音注を付す、という作業であったのである。

以上が論者の考える「須佐二字以音」の担う意味である。この以音注によって「須佐」の神ではないことが明確に示され、なおかつ「荒れすさぶ」神でも有り得ない須佐之男命が、『古事記』の叙述の中でいかなる神性を持つ神として描かれているかという点に関しては、今後の課題としつつ、ひとまず筆を擱くこととしたい。

【使用テキスト】

- ・『古事記』——山口佳紀・神野志隆光『新編日本古典文学全集 古事記』一九九七年 小学館
- ・『日本書紀』——小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守『新編日本古典文学全集2 日本書紀①』一九九四年 小学館
- ・『万葉集』——小島憲之・木下正俊・東野治之『新編日本古典文学全集 万葉集③』一九九五年 小学館
- ・『風土記』——植垣節也『新編日本古典文学全集 風土記』一九九七年 小学館

右記テキストの書き下し文を用いた。但し、論述の必要上『古事記』で以音注を付した部分については、その原文を用いた。

(注)

- (1) 須佐之男命研究のこれまでの流れについては、山田永『古事記スサノヲの研究』(二〇〇一年 新典社) 第一章「スサノヲ研究史」が、詳しく紹介している。
- (2) 例えば、『新編全集』頭注に、「スサは、地名によるとみる説もあるが、スサブ・ススムなどの語とかかわらせている説が妥当。荒れすさぶという本性がそこに明示されているといえよう。」とあるが如きである。
- (3) 溝口睦子「記紀神話解釈の一つのころみ(中の一)―「神」を再検討する―」(『文学』41―12 一九七三年 十二月)
- (4) 西宮一民「スサノヲ神話の本質」(『古事記研究大系』四『古事記の神話』 一九九三年六月)
- (5) 大野晋編「本居宣長全集」第九卷 一九七四年 筑摩書房
- (6) 『日本書紀』のスサノヲに関する研究も含めれば、この〈スサノヲ＝悪神〉という見方は、既に忌部正通「神代口訣」一条兼良『日本書紀纂疏』に見られる。
- (7) 用例調査にあたっては、『時代別国語大辞典 上代編』を参考とし、同書に立項されている動詞を対象とした。
- (8) 松前健『日本神話の形成』(一九七〇年五月 塙書房)

(9) 注(4) 前掲論文

(10) 注(5) 前掲書

- (11) 西郷信綱『古事記注釈』第二卷(一九七六年 平凡社)
- (12) 尚、神田典城『日本神話論考』(笠間書院 一九九二年)
- (13) 井上実「スサノヲの命の原像―追考―」(『武庫川国文』三 一九七八年三月)
- (14) 『古事記 新訂版』(西宮一民 一九八六年 おうふう)の脚注に、この用例が「髭」字の省筆であるとの指摘がある。
- (15) 「須」「佐」二字について言えば、これらは木簡等にも多く見られる音仮名であり、奈良時代に一般的に用いられていた音仮名であるとも考えられる。
- (16) 西宮氏前掲論文の他には、水林彪「記紀神話と王権の祭り」(岩波書店 一九九一年)において、「須佐」は出雲国の「須佐之郷」に由来する名称だとする説もあるが(中略)〳、これは、『古事記』自身が須佐之男命という名称に、「須佐の二字は音を以るる」〳(中略)〳という註記を付していることから、成立しえないであろう。

う。「須佐」が表音漢字だということは、「須佐」という漢字表記には特に意味のないことを指示している（中略）。「須佐」が表音漢字であることの原文註記は、むしろ、意識的に「須佐之郷」との関連を絶ち切るとともに、「須佐」は「すさぶ」の「すさ」であることを示すためのものであるように思う。」という見解が示されている。以音注が地名「須佐」という理解を防ぐ意図で付されたという部分に関しては、私見もほぼ同様である。しかしながら本稿で論じた如く、「スサ」は単独では存在しないと考えられる為、この以音注が「スサブ」の意味を示しているという水林氏の理解には従えない。ことさらに「スサ」をスサブ」という動詞に引き付けて理解する必然性は無いのではなからうか。

(17)

本稿の目的から外れる為詳述することは出来なかったが、『古事記』の須佐之男命を文脈論的見地から見っていく場合、必ずしも「悪神」とばかりは言えない。しかしながら、近年盛んになされている、須佐之男命を「悪神」とは捉え得ないとする解釈においても、基本的には「スサブ説」に従った形で論ぜられることが多い為、解釈に疑問が残ることが少なくない。例えば注(1)前掲書においても、「スサノヲのスサは、スサブに由来する」という神代口訣・日本書紀纂疏以来の説に従うべきである。ただし従来のスサブ説は、負の面からのみとらえている。すなわち、 $\langle$ スサノヲ $\parallel$ スサブ神 $\parallel$ 悪神 $\downarrow$ 追放 $\rangle$ という

見方で、それは見直すべきであろう。本稿はスサノヲを、二役を演じる神とみなしている。そして、スサブにも二重性があると考えている。」と解されている。しかし、本稿で論じてきたように「スサブ説」が成立し得ないとすれば、 $\langle$ スサブ $\rangle$ の二重性」というような論理を持ち込むこと無く、須佐之男命を理解することが出来るのではないか。

(たにかずき／本学大学院修士課程)